

福岡県公報

平成21年3月23日
第2945号

目次

告示(第501号-第516号)

土地改良事業の協議の適否決定	(農村整備課)	1
町の字の区域の変更	(市町村支援課)	2
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	6
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	6
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	6
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
道路の区域の変更	(道路維持課)	8
道路の供用の開始	(道路維持課)	9
自動車専用道路の指定	(道路維持課)	9
車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路の指定	(道路維持課)	9
車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定	(道路維持課)	9

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

争議行為の通知	(廃棄物対策課)	10
一般競争入札の実施	(労働政策課)	10
公安委員会	(警察本部会計課)	10
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	12
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	13
雑報		
公有水面埋立に係る埋立地の用途の変更許可申請の要領(港湾課)		13
有料道路に関する工事の一部完了	(高速道路対策室)	15
有料道路に関する工事の完了	(高速道路対策室)	15
有料道路自動料金収受システムを使用する料金の徴収について	(高速道路対策室)	16
正誤		
飼料の試験結果の概要(平成21年3月福岡県告示第426号)中正誤		16

告示

福岡県告示第501号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成21年3月2日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
筑前町	農業用ため池整備事業(釣鐘地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年3月23日から平成21年4月20日まで	筑前町役場

福岡県告示第502号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、志摩町長から志摩町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営可也西部地区土地改良（経営体育成基盤整備）事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字小金丸字大深田に編入する。

大字	字	地番
小金丸	周田	2の一部、3の一部
	七ツ枝	4の1の一部、5の一部、6の一部、7
	藤穴	38から41まで、42の1、43の2、46の1、46の4、46の5、46の6の一部、61の1、62の1
	山添	63の1から63の3まで、64の1の一部、66の3の一部
	町	337の1の一部
	柏木	346の一部、347の一部、350の一部、351の2の一部、352の一部、355の一部、357から359までの各一部、363の一部、364の1の一部
	トマダ	2908の1、2908の2
	榎町	2927の1、2927の4の一部、2928の1、2929の2、2932の2
師吉	小田石	1006の2の一部、1006の9の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

2 次の区域を大字小金丸字柏木に編入する。

大字	字	地番
小金丸	山添	64の1の一部、66の3の一部
	町	333の2、335の2、337の1の一部、338の5
これらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部		

3 次の区域を大字小金丸字小町に編入する。

大字	字	地番
小金丸	塚本	837の1の一部、837の2の一部、839、840の3から840の5まで
これらの区域に隣接する道路である公有地の全部		

4 次の区域を大字小金丸字大上戸に編入する。

大字	字	地番
小金丸	小町	380から383までの各一部、384の1、384の2の一部、385の一部、393の一部、394の一部
	塚本	833の1の一部、834の一部、836の一部、837の1の一部、837の2の一部、838の1の一部、838の5、864の1の一部、865の1の一部、866の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに、字大上戸828に隣接する道路、水路である公有地の一部		

5 次の区域を大字小金丸字古野に編入する。

大字	字	地番
小金丸	塚本	852の5
この区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに、字椿2882の地先の字小町の水路である公有地の一部		

6 次の区域を大字小金丸字畑山に編入する。

大字	字	地番
小金丸	中ノ坪	1366の1の一部、1370の1の一部
これらの区域に隣接する道路である公有地の全部		

7 次の区域を大字小金丸字中ノ坪に編入する。

大字	字	地番
小金丸	畑山	1365の一部
この区域に隣接する水路である公有地の全部		

8 次の区域を大字小金丸字沖ノ田に編入する。

大字	字	地番
小金丸	畑山	1365の一部
	中ノ坪	1366の1の一部、1366の2、1370の1の一部、1370の2、1371の1、1371の2、1372の一部、1373、1374の1、1374の2、1375の1の一部、1375の2、1376の一部、1380の1の一部、1380の2
	六反田	1432の1の一部、1432の2、1432の3の一部、1433の1、1433の2の一部、1434の一部、1435の2の一部、1444の一部、1445の一部、1447の一部、1448の一部、1449から1452まで、1453の1、1453の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

9 次の区域を大字小金丸字椿に編入する。

大字	字	地番
小金丸	浜	2256の2の一部
この区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

10 次の区域を大字小金丸字榎町に編入する。

大字	字	地番
小金丸	猿打	2938の1、2938の2、2939の1から2939の4まで、2940の1の一部、2940の3の一部、2941の1の一部、2944の一部、2945の1の一部、2945の2の一部
	三十六	3341、3345の1の一部、3346
稲留	平田	499の1から499の3までの各一部、501の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

11 次の区域を大字小金丸字猿打に編入する。

大字	字	地番
小金丸	榎町	2928の2の一部、2929の1の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

12 次の区域を大字小金丸字石舟に編入する。

大字	字	地番

小金丸	猿打	2941の1の一部、2941の2の一部、2942の1の一部、2949の1の一部、2961、2962、2963の1の一部、2963の2の一部、2965の一部
	水田	3321の一部、3322の一部、3323の1の一部、3325の1から3325の4までの各一部、3326の一部、3327の1の一部
	山口浦	3142の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

13 次の区域を大字小金丸字水田に編入する。

大字	字	地番
小金丸	猿打	2940の1の一部、2940の3の一部、2941の1の一部、2941の2の一部
	石舟	2978の1の一部、2978の2、2992の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

14 次の区域を大字小金丸字三十六に編入する。

大字	字	地番
小金丸	猿打	2940の1の一部、2940の3の一部
稲留	松見	506の3の一部、537の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

15 次の区域を大字稲留字外古川に編入する。

大字	字	地番
初	大町	78、79
これらの区域に隣接する水路である公有地の全部		

16 次の区域を大字稲留字内古川に編入する。

大字	字	地番
稲留	馬渡	49、50の一部、54の一部、57の一部、58の一部、59から62まで、63の一部
	松原	148の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに、字松原148の2に隣接する道路である公有地の全部

17 次の区域を大字稲留字馬渡に編入する。

大字	字	地番
稲留	七田	142の1の一部
この区域に隣接する道路である公有地の全部並びに、字馬渡70の2に隣接する字一ノ町の道路である公有地の一部		

18 次の区域を大字稲留字一ノ町に編入する。

大字	字	地番
稲留	西畑	100から103までの各一部
	石町	116の一部、117の一部、120の一部、121の一部、124の一部、125の一部、128から130までの各一部
小金丸	周田	1、2の一部、3の一部
	大深田	12から16までの各一部、18の一部
初	林シ	461の一部
	ヲタイシ	462の一部、464の一部、470の一部、474の一部、475の一部、477の一部、478、479、481から485まで、486の1、486の2、487の1、487の2
師吉	池尻	973の1の一部、974の一部
これらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部		

19 次の区域を大字稲留字西畑に編入する。

大字	字	地番
稲留	五反田	111の1、111の2の一部、112の1、112の2の一部
	石町	115、116の一部、117の一部、118、119、120から123までの各一部
小金丸	大深田	18の一部、19の1から19の4までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

20 次の区域を大字稲留字石町に編入する。

大字	字	地番
稲留	一ノ町	80の1の一部、80の2の一部、82の一部、83の一部
	五反田	111の2の一部、112の2の一部、114の1
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

21 次の区域を大字稲留字七田に編入する。

大字	字	地番
稲留	馬渡	52の一部、72の一部、73の1の一部、75から77までの各一部、78の1、78の2、79の1の一部、79の2の一部
	松原	164の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部		

22 次の区域を大字稲留字松原に編入する。

大字	字	地番
稲留	七田	142の2の一部
	巡尾	189の1の一部、194から196までの各一部、200から202までの各一部、206の1の一部、206の2の一部、207の1の一部、207の2の一部、208の一部
	木藤丸	339の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

23 次の区域を大字稲留字巡尾に編入する。

大字	字	地番
稲留	松原	185の一部、187の1の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

24 次の区域を大字稲留字竹ノ下に編入する。

大字	字	地番
稲留	松原	165の一部、166の1の一部、166の2の一部

巡尾	201の一部、204の一部、205の一部、206の1の一部、206の2の一部、207の1の一部、207の2の一部、208の一部、209から212まで、213の1、213の2
明福寺	316の一部
木藤丸	327の一部、328の一部、338の一部、339の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

25 次の区域を大字稲留字木藤丸に編入する。

大字	字	地番
稲留	松原	160から163までの各一部
	竹ノ下	297の一部、300の一部、301の一部、307の一部

これらの区域に隣接する水路である公有地の全部

26 次の区域を大字稲留字明福寺に編入する。

大字	字	地番
稲留	竹ノ下	308の1の一部、308の2の一部

これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

27 次の区域を大字稲留字平田に編入する。

大字	字	地番
稲留	松見	504の一部、505の一部
小金丸	榎町	2935の一部
	三十六	3345の1の一部

これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

28 次の区域を大字稲留字松見に編入する。

大字	字	地番
稲留	平田	503の一部
小金丸	三十六	3345の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

29 次の区域を大字初字ヲタイシに編入する。

大字	字	地番
初	林シ	461の一部
小金丸	周田	3の一部
	七ツ枝	4の1の一部、4の2、5の一部、6の一部
師吉	池尻	970の一部、971の一部、973の1の一部、973の2、974の一部、975の1、975の2
	小田石	976の一部、978の一部、980の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

30 次の区域を大字師吉字小田石に編入する。

大字	字	地番
師吉	池尻	969の1の一部、969の2の一部、970の一部
小金丸	七ツ枝	5の一部

これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

福岡県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生歯35	みやくに歯科医院	糟屋郡志免町南里7丁目7-26	20・3・1
像生歯68	横田歯科医院	宗像市土穴2丁目2番2号	21・3・2
大生薬164	ファミリー薬局 大牟田店	大牟田市天領町1丁目287番2号	21・3・1

田生薬73	ぞうさん調剤薬局	田川市大字糀1700 - 91	21・2・1
-------	----------	-----------------	--------

福岡県告示第504号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
古生歯27	医療法人飛翔会 古賀さぎしる歯科医院	古賀市筵内字尾畑1496 - 1	21・2・12
飯生歯81	福丸歯科医院	飯塚市本町2 - 19	21・1・27
京生歯33	古門歯科医院	京都府みやこ町勝山黒田868	20・5・2
田生歯69	ぞうさん調剤薬局	田川市大字糀1700 - 91	21・1・31

福岡県告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
------	-------	-------	-------	-------

田生51	一本松病院	医療法人和光会 一本松すずかけ病院	田川市大字夏吉142	21・2・1
京生85	小波瀬病院	特定・特別医療法人陽明会 小波瀬病院	京都府苅田町大字新津字池ノ下1598	21・2・1
京生108	御所病院	特定・特別医療法人陽明会 御所病院	京都府みやこ町勝山松田1133	21・2・1
京生歯83	御所病院	特定・特別医療法人陽明会 御所病院（歯科）	京都府みやこ町勝山松田1133	21・2・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生薬39	そうごう薬局 桜台店	筑紫野市桜台2丁目23 - 3	筑紫野市桜台2丁目25 - 1 ヴィルスリージュ西小路101	21・2・1
粕生訪3	アップルハート訪問看護ステーション糟屋	糟屋郡志免町石橋台6 - 1 神田ビル102号	糟屋郡志免町大字南里11 - 5	21・1・26

福岡県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生マ14	緒方 祥子 (花治療院)	直方市大字下境3175	21・3・1
直生柔21	荒井 啓昌 (整骨院 長生庵)	直方市新知町6 - 48	21・3・2
飯生柔36	古沢 学 (古沢整骨院)	飯塚市仁保372 - 3	21・2・5
田生柔14	安藤 隆二 (長生庵)	田川市大字伊田2741 - 11 KMビル1階	21・3・2
田生柔15	白木 啓介 (長生庵)	田川市大字伊田2741 - 11 KMビル1階	21・3・2
田生柔16	築島 優一朗 (長生庵)	田川市大字伊田2741 - 11 KMビル1階	21・3・2
中生柔14	池浦 正典 (和整骨院)	中間市通谷1丁目36番2号	20・4・1

福岡県告示第507号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
直生マ12	清水 英吾 (花治療院)	直方市大字下境3175番地	21・2・28
直生柔16	安藤 隆二 (整骨院長生庵)	直方市新知町6 - 48	21・3・1
中生柔11	柴田 健夫 (和整骨院)	中間市通谷1丁目36 - 2	20・4・1

福岡県告示第508号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 忠隈
- 2 区域の所在地 飯塚市忠隈
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

市	大字	字	地番	標注番号
飯塚	忠隈	段々	274番20	1号及び2号
			274番19	3号
			274番18	4号
			276番5	5号及び6号
			276番6	7号
			278番2	8号
			725番	9号
	宮ノ前	411番1	10号	

福岡県告示第509号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県 道	筑 紫 野 太 宰 府 線		前	筑紫野市大字山家2044番13 先から 筑紫野市大字吉木735番 1 先まで	8.9 ~ 70.7	1,200.0
			前	同上	12.1 ~ 42.4	1,200.0
			後	同上	8.9 ~ 70.7	1,200.0
			後	同上	12.1 ~ 42.4	1,200.0

福岡県告示第510号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市王丸1524 - 1 及び1524 - 5 から1524 - 88まで、並びに字梅ノ木谷474、481 - 1、503 - 1、503 - 5、505 - 1、505 - 3、507 - 1、507 - 2、507 - 4、508 - 1、509 - 1、509 - 2、510 - 1 から510 - 3まで、511 - 3、512 - 1 から512 - 4まで、513 - 1 から513 - 4まで、514 - 1、514 - 2、515 - 1、515 - 3、516 - 1、516 - 3、516 - 4 及び517 - 4、並びに字尾仲522 - 2、522 - 3、522 - 5、522 - 6、523 - 1 から523 - 12まで、524 - 1 から524 - 5まで、525 - 2、535 - 1、535 - 2 及び551 - 1 から551 - 3まで、並びに字国穂725 - 14及び725 - 16

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区田町10番5号

株式会社高田屋
代表取締役 土井 亟市

福岡県告示第511号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町中原6丁目626 - 1、626 - 10及び626 - 13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫郡那珂川町中原6 - 9 - 15

白水 俊勝

福岡県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	飯 塚 間 線	前	飯塚市幸袋56番2先から 飯塚市庄司1050番1先まで	25.0 ~ 110.6	4,050.4
			後	同上	25.0 ~ 110.6	4,050.4

福岡県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚福間線	飯塚市庄司1004番1先から 飯塚市庄司1050番1先まで

福岡県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
柳川	本吉小田線	みやま市瀬高町本吉2012番先から 同市瀬高町本吉2013番先まで	平成21年3月25日

福岡県告示第515号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定する道路の路線名、区間等

土木事務所名	路線名	区間
直方	福岡直方線	宮若市芹田24番2先から 同市龍徳1625番1先まで
飯塚	口ノ原稲築線	飯塚市有安678番1先から 同市網分740番6先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするのためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成21年4月1日

福岡県告示第516号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定する道路の路線名、区間等

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡直方線	宮若市芹田24番2先から 同市龍徳1625番1先まで
飯塚	福岡原築線	飯塚市有安678番1先から 同市網分740番6先まで

2 道路を指定する期日 平成21年4月1日

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

- (1) 氏名
五百川 勝
- (2) 住所
中間市通谷三丁目9番2号

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成21年3月6日

4 処分の理由

事業者が、法第14条第5項第2号イの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

公告

日本通運門司港湾常備労働組合から賃金並びに一時金等の要求に関して、平成21年3月24日午前零時以降、その組合員の従事する次の職場（日本通運門司海運支店太刀浦事業所）において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
外国語専用パソコン等賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成21年5月1日から平成26年4月30日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約

の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年4月2日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成21年3月23日（月）から平成21年4月2日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成21年4月2日（木） 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成21年4月3日（金） 午後1時15分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第75号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年3月23日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成21年4月17日（金） 13：30～16：30	朝倉市甘木255番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成21年4月21日（火） 13：30～16：30	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
平成21年4月27日（月） 13：30～16：30	行橋市行事3丁目12番1号 行橋南警察署 会議室	行橋警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申込みすること。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第76号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年3月23日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

- (1) 講習の日時
平成21年4月23日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習の場所
福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申込みすること。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

北九州市告示第58号

公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更許可申請があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第2項において準用する同法第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示し、申請の内容を記載した書面及び関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成21年3月4日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

申請者 所在地 北九州市小倉北区城内1番1号

名称 北九州市

代表者 住所 北九州市小倉北区城内1番1号

氏名 北九州市長 北橋健治

2 埋立地用途変更の内容

(1) 用途の変更に係る埋立地の位置、区域及び面積

ア 位置

北九州市若松区響町一丁目地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 修多羅三角点（北緯33度54分55秒08、東経130度47分53秒87）から
359度28分44秒2,045.24mの地点

の地点 の地点から276度25分1,292.41mの地点

の地点 の地点から0度0分607.04mの地点

の地点 の地点から270度0分620.00mの地点

の地点 の地点から0度0分620.00mの地点

の地点 の地点から90度0分125.00mの地点

の地点 の地点から180度0分40.00mの地点

の地点 の地点から90度0分1,180.00mの地点

の地点 の地点から180度0分580.00mの地点

の地点 の地点から0度0分684.64mの地点

ウ 面積

166万6,852.15㎡

(2) 変更前の埋立地の用途

用途	配置	規模 (ha)
ふ頭用地	埋立地の西側の水際線に面して配置	約12.1
保管施設用地	埋立地北側のふ頭用地の直背後に配置	約25.7
港湾関連業務施設用地	1 埋立地北側で保管施設用地に隣接して配置 2 埋立地南側でふ頭用地の直背後に配置	約23.7
緑地	1 埋立地東側で製造業用地2に隣接して配置 2 道路1に沿って配置 3 埋立地の北側に配置	約41.0
道路用地	1 製造業用地西側に隣接して埋立地を南北に縦断する道路1本を配置 2 製造業用地のほぼ中央で東西に横断して道路1と連絡する道路1本を配置 3 埋立地の北側の保管施設用地と港湾関連業務施設用地を囲む形で道路1と連絡する道路1本を配置	約7.1
製造業用地	1 埋立地東側で道路1と道路2に囲まれた北側に配置 2 埋立地東側で道路1と道路2に囲まれた南側に配置	約59.3

(3) 変更後の埋立地の用途

用途	配置	規模 (ha)
ふ頭用地	埋立地の西側の水際線に面して配置	約11.0
保管施設用地	埋立地北側のふ頭用地の直背後に配置	約26.0
港湾関連業務施設用地	1 埋立地北側で保管施設用地に隣接して配置 2 埋立地南側でふ頭用地の直背後に配置	約20.6
緑地	1 埋立地東側で製造業用地2に隣接して配置 2 道路1に沿って配置 3 埋立地の北側に配置	約63.9

道路用地	1 製造業用地西側に隣接して埋立地を南北に縦断する道路1本を配置 2 製造業用地のほぼ中央で東西に横断して道路1と連絡する道路1本を配置 3 埋立地の北側の保管施設用地と港湾関連業務施設用地を囲む形で道路1と連絡する道路1本を配置	約7.2
製造業用地	1 埋立地東側で道路1と道路2に囲まれた北側に配置 2 埋立地東側で道路1と道路2に囲まれた南側に配置	約40.7

3 申請の年月日

平成21年2月26日

4 縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局総務港営部総務経営課

5 縦覧期間及び縦覧時間

平成21年3月4日から同年3月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

6 意見書の提出要領

この埋立てについての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成21年3月24日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

福岡北九州高速道路公社公告第15号

有料道路に関する工事が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律7号）第22条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年3月23日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中 康順

1 路線名

福岡市道 福岡高速5号線

2 工事が完了する区間

福岡市城南区堤二丁目地先から

福岡市城南区堤二丁目地先まで

3 工事の種類

新設工事

4 工事完了の日

平成21年3月30日

福岡北九州高速道路公社公告第16号

有料道路に関する工事が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律7号）第22条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年3月23日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中 康順

1 路線名

北九州市道 北九州高速1号線

北九州市道 北九州高速2号線

北九州市道 北九州高速3号線

北九州市道 北九州高速4号線

2 工事が完了する区間

北九州市小倉南区長野二丁目地内から北九州市小倉北区下到津一丁目地内まで

北九州市小倉北区許斐町地内から北九州戸畑区大字戸畑地内まで

北九州市門司区春日町地内から北九州市八幡西区茶屋の原二丁目地内まで

北九州市八幡東区東田五丁目地内から北九州市八幡東区神山町地内まで

3 工事の種類

改築工事

4 工事完了の日

平成21年3月31日

福岡北九州高速道路公社公告第17号

福岡北九州高速道路公社は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第2条第1項の規定に基づき、有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第5項に規定する料金の徴収を行うことを次のとおり公告します。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETCコーポレートカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）第3条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）及びETCパーソナルカード（ETCシステム利用規程第3条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連

絡高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）を利用した料金の徴収は、西日本高速道路株式会社に委任します。

平成21年3月23日

福岡北九州高速道路公社
理事長 田中 康順

- ETCシステムを新たに使用する料金所名
福岡高速道路 堤西料金所
- ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時
平成21年3月31日 午前11時
- ETCシステム利用規程
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程による。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
21・3・11	2941	告示	426	5			後から9	表中	ママ・セルダ	ママ・セルダ

